

○ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（監査証明府令ガイドライン） 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>府令第2条（公認会計士又は監査法人と<u>被監査会社</u>との特別の利害関係）関係</p> <p>2－1 [略]</p> <p>2－2 監査証明をしようとする連結財務諸表に係る連結会計年度の各期首、中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間の各期首及び四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間の各期首において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを<u>被監査会社</u>等が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、府令第2条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p>	<p>府令第2条（公認会計士又は監査法人と<u>被監査会社</u>との特別の利害関係）関係</p> <p>2－1 [同左]</p> <p>2－2 監査証明をしようとする連結財務諸表に係る連結会計年度の各期首、中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間の各期首及び四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間の各期首において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを<u>被監査会社</u>が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、府令第2条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p>
<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4－1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令<u>第4条第1項第1号</u>又、第2号ト及び第3号トに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4－2 府令<u>第4条第1項第1号</u>又、第2号ト及び第3号トに規定</p>	<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4－1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令<u>第4条第1項第1号</u>チ、第2号ト及び第3号トに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4－2 府令<u>第4条第1項第1号</u>チ、第2号ト及び第3号トに規定</p>

する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 25 条第 2 項及び公認会計士法施行規則（平成 19 年内閣府令第 81 号）第 12 条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。

4-3～4-8 [略]

府令第 5 条（監査概要書等の提出）関係

5-1 府令第 5 条の規定により提出する監査概要書、中間監査概要書、四半期レビュー概要書並びにファンド及び信託財産に係る監査等概要書（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社等に係る監査概要書等をその提出期限ごとに一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社等の監査概要書を編綴して提出することに留意する。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所その他適当な単位で一括して提出することができることに留意する。

5-2～5-8 [略]

する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 25 条第 2 項及び公認会計士法施行規則（平成 19 年内閣府令第 81 号）第 12 条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。

4-3～4-8 [同左]

府令第 5 条（監査概要書等の提出）関係

5-1 府令第 5 条の規定により提出する監査概要書、中間監査概要書、四半期レビュー概要書並びにファンド及び信託財産に係る監査等概要書（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社に係る監査概要書等をその提出期限ごとに一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社の監査概要書を編綴して提出することに留意する。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所その他適当な単位で一括して提出することができることに留意する。

5-2～5-8 [同左]